

# つくばみらい市国民保護計画の改訂について

## 1 改訂の経緯

つくばみらい市国民保護計画（平成 27 年 8 月改訂）の改訂以降、つくばみらい市の組織体制の改正や各種法令等の改正等を踏まえ、つくばみらい市の防災体制及び対策の検討が必要と考えられるため、本市の国民保護計画を見直す必要性が生じた。

## 2 主な改訂点

- (1) 市の組織改正に伴う時点修正
- (2) 県計画及び国民の保護に関する基本指針の修正の反映
- (3) J-ALERT による情報伝達に関する付編の作成
- (4) 避難実施要領の追加
- (5) 語句の統一

## 3 改訂の内容

≪凡例 1≫ (新)：新たに取り組むもの (更)：現行の取り組みを更新・強化

≪凡例 2≫ 【】 は見直しにあたり参考とした出典  
【県】：茨城県地域防災計画

≪凡例 3≫ (#-##)：計画書のページ番号

### (1) 市の組織改正に伴う時点修正

- ① 市の組織改定を踏まえた修正 [第 3 編]
  - ・ 対策本部及び緊急事態連絡室の組織構成員の修正 (3-2, 3-5)  
「危機管理監」「消防署長」の追記
- ② 時点修正 [第 1 編]
  - ・ 「第 1 編 総則」の「第 4 章 市の地理的、社会的特徴」の人口等の更新 (1-9)  
平成 27 年の国勢調査に市の総人口及び茨城県の人口に占める割合

等

### (2) 県計画及び国民の保護に関する基本指針の修正の反映

- 県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）の追記【県】 [第 2 編]
- ・ 国民への情報提供に当って、災害情報共有システムを利用することを追記 (新)  
(2-8, 2-9)

(3) J-ALERT による情報伝達に関する付編の作成 [付編]

- 「全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達について」付編に明記（No.6）
  - ・北朝鮮が過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し、弾頭部分が日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下する事案が起こっているため、国がまとめた「弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達について」を付編として作成し明記（新）（2-24）

(4) 避難実施要領の追加 [資料編]

- 弾道ミサイル攻撃に対応する「避難実施要領（市域内避難及び市域外避難）」、「避難実施要領（屋内避難）」を追加
  - ・北朝鮮が過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射している状況の中、国民保護事案への備えの強化という観点から、国が示す避難実施要領を資料編へ追加（新）  
(資料-11~15)

(5) 語句の統一 [全編]

- 語句の統一
    - ・「かんがみ」→「鑑み」の修正
    - ・「取り組み」→「取組」の修正
    - ・「当って」→「当たって」の修正
- 等